

昭和二十五年十二月二十三日受領
答 弁 第 一 〇 号

(質問の 一〇)

内閣衆質第一〇号

昭和二十五年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出マツカーサー声明と日本国憲法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出マツカーサー声明と日本国憲法に関する質問に対する答弁書

昭和二十五年一月一日に出された声明中御指摘の部分は、憲法が最高法規として嚴存する以上、当然のことであり、政府としても、もちろん「憲法に明示された道」を前進しているわけである。なお、占領下にある今日、連合国軍最高司令官の指示、命令に従う義務があることはいうまでもない。

御指摘の諸措置は、すべて右の趣旨に則つたものであつて何ら違法不当のものとは考えない。

右答弁する。